

「出前講座」による「総合的学習支援施策モデル」作成の要因分析 ―学習・スポーツ支援を中心として―

古市 勝也
(九州女子短期大学)

【要旨】

最近、市町村の生涯学習・スポーツの現場からベテランの社会教育主事が少なくなり、行政施策の手順・手法が初心者に伝わりにくい傾向にある。その結果、事業のレベル低下やマンネリ化が起こりやすい現状が指摘されている。本研究では、市町村の段階において、生涯学習・スポーツ支援の一つとして注目されている「出前講座」の施策としての作成要因を抽出するとともに、14市町の「出前講座」作成過程から、講座を設立し実施するに当たっての手順・手法を浮き彫りにした。これによって、新任の行政担当職員に対して、「出前講座」の「作成要因・要件」や「作成の手順・手法」を「出前講座」の「施策作成モデル」として示した。

I. 本研究の意図

今、市町村の生涯学習・スポーツ行政現場からベテランの社会教育主事が少なくなっている。この現象の原因の一つは、担当職員の短期人事異動による在職年数の減少傾向であり、さらに派遣社会教育主事制度の廃止等が拍車をかけている。すなわち、生涯学習・スポーツ行政担当者に初心者が多くなり、ベテラン行政職員の持つ「事業立案・実施等の手順・手法」が伝わらず消えている。その結果、行政施策の手順・手法は初心者による「堂々巡り」で、ベテランが永年培ってきた生涯学習・スポーツ行政施策が生かされていないのである。このような中で市町村の社会教育主事は、生涯学習社会の構築に向けて日々努力している。しかし市町村の現場では、生涯学習推進体制づくり、学社連携・融合組織づくり、市町村間の広域連携組織づくり等と課題は多い。ではこのような現状を解決するにはどうするか。すなわち、行政のベテランの持つ行政施策の手順・手法をどのようにして、新任の担当者（特に生涯学習・スポーツ担当社会教育主事）に伝える「施策モデル」を明らかにするかが本研究の意図である。そこで着目したのが、「ビジネスモデル特許」¹⁾である。ビジネス（商売）の手順・手法をモデル化すると商売のやり方を分かり易く示すことができ、また、特許にもなるのである。そこで気づいたのが「行政施策の手順・手法のモデル化」なのである。すなわち、生涯学習・スポーツ行政施策の手順・手法をモデル化すると、生涯学習・スポーツ行政の新任担当者に参考になるのではないかと考えたのである。そこで本研究では、社会教育行政が永年培ってきた生涯学習・スポーツ活動等の行政施策の手順・手法等をモデル化することによって、新任の生涯学習・スポーツ担当者に生涯学習・スポーツ支援施策作成モデルを示すことをねらいとして「出前講座」支援施策作成モデルの開発を考察した。

さて、「出前講座」の組織づくりは生涯学習支援システムづくりの一つであると考えたい。現在、多くの市町村行政が出前講座を実施するようになってきている。しかし、行政現場では「出前講座」の設立に今から取り組もうとする市町村も多く、その課題も多い。まず、今から取り組もうとする市町村の行政現場の担当者の関心事は、どのような方法で「出前講座」の仕組みを作成するかが最大の関心事である。具体的には、市町村の生涯学習・スポーツ行政の現場では、誰が音頭をとって、どの組織機関と繋いで、どのような手順・手法で「出前講座」の仕組みを作成するかを知りたいのである。すなわち、「出前講座」の仕組み作成の手順・手法に悩む市町村の生涯学習・スポーツ行政担当者に対して提供できる、「出前講座の作成要因・要件」や「作成の手順・手法」の作成モデルを考察したい。

II. 研究の方法

1. 福岡県の「出前講座」の実施市町村状況（福岡県教育委員会調査）の現状と動向把握、
2. 14市町の「出前講座」の実施要綱を収集・分析、
3. 14市町の「出前講座」形成の要因抽出、
4. 14市町の「出前講座」の作成過程から講座作成の手順・手法抽出

III. 研究結果

1. 福岡県の「出前講座」実施の現状と動向

表-1で明らかなように、福岡県内の「出前講座」実施市町村は年々増えつつある。しかしまだ未設置が多いことも明らかである。そこで今後、出前講座を市町村の生涯学習・スポーツ行政現場でどのようにして増やすかが課題である。そのためには、担当者に対して「出前講座」の作成モデルを示すことが必要になる。

表-1 福岡県年度別出前講座実施市町村等²⁾

開始年度	出前講座実施市町村等
平成 8	岡垣町、吉井町、筑後市、大川市、北九州市
平成 9	八女市、立花町
平成 10	太宰府市、大野城市、宗像市、小郡市、矢部村
平成 11	三輪町、朝倉町、杷木町、田主丸町、柳川市、高田町
平成 12	春日市、筑紫野市、那珂川町、福岡町、前原町、二丈町、甘木市

「福岡県教育委員会」調べから平成 12.11.24 作成中

2. 「出前講座」の施策モデル作成要因・要件の分析

まず、「出前講座」を設立するにはどのような施策モデル作成要因・要件が必要かを考察した。ここで着目したのが、既存市町村の「出前講座」の実施要綱等である。そこで、福岡県内で既に「出前講座」を実施している7市町と、福岡県外の7市町の「出前講座」実施要綱等から、その作成要因・要件を抽出した。

(1) 「出前講座」の作成要因・要件

関係市町の「出前講座」の実施要綱から、「出前講座」を設立・実施するのに次のような作成要因・要件が必要になった。すなわち、作成要因・要件として、①開設目的、②講師、③開設者、④対象者、⑤開設場所、⑥開設期間（職員の夜間・土・日勤務の服務）、⑦開設時間、⑧受講料、⑨学習内容、⑩学習方法、⑪申込み方法、⑫申込先、⑬推進本部、⑭企画委員会、⑮職員配置、⑯出前講座実施要綱があげられる。この①～⑯の要因・要件で「出前講座」を設立し、実施できると考えた。（表-2、表-3参照）

表-2 関係市町村の「出前講座」作成要因・要件（その1）³⁾

	小郡市	筑後市	岡垣町	吉井町	大野城市	八女市	北九州市
開設目的	情報説明講座	まちづくり	町職員勉強会	まちづくり	行政理解町づくり	学習支援	市政理解市民公聴
講師	市職員	市職員	町職員専門家	町職員	市職員	市職員	市幹部職員
開設者	生涯学習課・企画課	中央公民館	中央公民館	教委生涯学習課	生涯学習推進課市長部局	人事秘書課広報公聴	市民局公聴課
対象者	市内在住・在勤・在学10人以上 グループ	市内在住・在勤・在学10人以上 グループ	町内在住・在勤10人以上 グループ	町内在住・在勤10人以上 グループ	町内在住・在勤・在学10人以上の グループ	市内在住・在勤・在学10人以上 グループ	市民20人以上の集まり
開設場所	市内	市内、企業、学校	町内、公民館等	町内、企業、学校	市内・公民館等	学校・公民館等	学校・公民館等
開設期間		平日、夜土日曜	平日、夜土日曜		平日、夜土日曜	平日・土日曜	平日、夜土日曜
開設時間	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前10時～午後9時	午前9時～午後10時	午前10時～午後9時	午前9時～午後9時	1時間～1時間30分
受講料	無料、材料費有料	無料、材料費有料	無料、専門家2万無料	講師料無料	無料材料費実費	無料教材費実費	無料会場費実費
学習内容	メニュー・全庁	メニュー・全庁	メニュー・全庁	メニュー・全庁	メニュー・全庁	メニュー・全庁	メニュー・全庁
学習方法	説明・講義、質疑応答、意見交換、苦情無し	説明・講義、質疑応答、意見交換、苦情無し	お話・質疑応答、意見交換、苦情無し	講義・質疑応答、意見交換	講義・質疑応答、意見交換、苦情無し	説明・講義、実習、苦情無し	講演、質疑応答
申込み方法	14日前申込書	2週間前、直接と電話	20日前申込書提出	14日前まで直接電話	20日前申込書	2週間前	10日前FAX・電話
申込先	生涯学習課	中央公民館	中央公民館	生涯学習課	生涯学習推進課	人事秘書課、公民館	公聴課、まちづくり推進課
推進本部企画委	推進本部推進委員会、P・M	推進会議推進協議会	推進本部 キーパーソン	推進本部	推進本部推進委員会	推進本部	庁内連絡会

員会	ｼﾞｬｸﾄ会		会				
実施要 綱	実施要綱 有	実施要綱 有	実施要 綱有	実施要 綱有	実施要綱 有	実施要 綱有	実施要綱 有

表-3 関係市町村の「出前講座」作成要因・要件（その2）³⁾

	八潮市	平生町	琴海町	隼人町	多久市	熊本市	宮崎市
開設目的	まちづくり 市民職員の 学習の場 職員の資質 向上 市政理解、情 報開示	情報開 示、 町制理 解、 学習支 援、地 域教材	まちづ くり 情報開 示	行政の 学習の 場	わかり やすい 市役所	情報開 示、 学習支 援、 行政の P R、 質向上	市政の出 前 市役所と まちづく り
講師	市職員、市 民、教職員	町職員	町職員	町職員 専門家	市職員	市職員 囑託員	市職員
開設者	市民が主役 推進室生涯 学習都市推 進課	推進本 部事務 局(教委 社教課)	生涯学 習推進 本部(教 委内)	教委 生涯学 習課	生涯学 習推進 本部	教委 社会教 育課	教委 生涯学習 課
対象者	市内在住・在 勤・在学 10 人以上ｸﾞﾙｰ ﾌﾟ	町内在 住・在勤 ・在学 10 人以上 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	町内在 住・在勤 在学 10 人以上 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	町内在 住・在勤 ・在学 10 人以上 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	市内在 住・在勤 ・在学 10 人以上 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	市内在 住・在 学 10 人 以上の ｸﾞﾙｰﾌﾟ	市内在住 ・在勤・在 学 10 人 以上のｸﾞﾙｰ ﾌﾟ
開設場 所	市内	町内、公 民館等	町内、公 民館等	町内	市内公 民館等	市内	市内
開設期 間	平日 土日曜可	平日、土 日曜	平日、休 日閉講		平日、土 日曜	平日、土 日曜	平日、 土日無し
開設時 間	午前 9 時～ 午後 9 時	午前 9 時～午 後 9 時	午前 10 時～午 後 9 時	午前 9 時～午 後 9 時	午前 9 時～午 後 9:30	午前 9 時～午 後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時
受講料	無料、 材料費有料	無料、 材料費 有料	無料 材料費 有料	無料、 材料費 実費	無料 材料費 実費	無料 教材費 実費	無料 材料費実 費
学習内 容	メニュー ・全庁	メニ ュ一	メニ ュ一	メニ ュ一	メニ ュ一	メニ ュ一	メニ ュ一
学習方 法	説明、質疑 応答、意見交換 苦情無し	説明・講 義、質疑 応答、苦 情無し	説明、質 議応答、 苦情無し	お話、質 議応答、 苦情無し	講義、質 疑応答、 意見交換	説明、講 義、実習	説明、質 議応答、 苦情無し

申込み 方法	14 日前、直 接電話、市民 が主役推進	2 週間 前、直接 と電話	2 週間前 申込書 提出、教 委内推 進本部	前月 10 日前 各地区 分館	2 週間 前 教委生 涯学習 課	2 週間前 教委社 会教育 課	1 月前申 込書、希 望担当課 生涯学習 課
申込先	室生涯学習 都市推進課	中央公 民館					
推進本 部 企画委 員会	推進本部	推進本 部 幹事会	推進本 部 推進協 議会		推進本 部 係長会		
職員配 置	各課生涯学 習推進主任 (推進キーマン)					関係各 課に推 進主任	
実施要 綱	実施要綱有	実施要 綱有	実施要 綱有	実施要 綱有	実施要 綱有	実施要 綱有	実施要綱 有

(2) 「出前講座の開設目的」

「出前講座」には、この事業の開設目的の明確化が必要である。開設目的を見ると「まちづくり」を14市町とも共にあげており、「市政の出前・理解」「職員と住民の相互学習の場」「市民の公聴」「地域学習教材」などがあげられている。また、講座の学習形態も「学習型方式」から「公聴型方式」までさまざまある。

(3) 「出前講座」の派遣講師

「出前講座」の派遣する講師を誰にするかが重要である。講師としては「市町村職員」の派遣が全14市町である。また、「嘱託外部講師」を活用したり、「公共機関（警察・保健所等）」「教職員」「市民」「民間企業」を講師として活用する方式もある。

(4) 「出前講座」の開設者

「出前講座」の開設者はどのような機関かを見ると、「公民館」「教育委員会社会教育課・生涯学習課」「教育委員会内に事務局を置く生涯学習本部」「教育委員会生涯学習課と首長部局企画課」「首長部局生涯学習推進課・学習都市推進課」「首長部局人事課広報広聴係・市民局広聴課」等となっている。

(5) 「出前講座」の対象者

講座の対象者は、「市町内在住・在勤・在学で、10人以上のグループ」である。

(6) 「出前講座」の開設場所

講座の開設場所は、「市・町内」である。広域市町村派遣の出前講座は見られない。

(7) 「出前講座」の開設期間

講座の開設期間は、平日、夜間、土・日曜、祝祭日開設がほとんどである。しかし、休日閉講（琴海町）、土日曜無し（宮崎市）の市町もある。また、行政の実施する「出前講座」では、職員の夜間・土・日勤務の「服務」についての課題があが、熊本市ではこの取り扱いを内部規定で「公務扱い」としている。

(8) 「出前講座」の開設時間

開設時間は、ほとんどの市町が「午前9時～午後9時までの2時間以内」である。

(9) 「出前講座」の受講料は、「無料、材料費実費有料」がほとんどである。

(10) 「出前講座」の学習内容

講座の学習内容は、「全庁的なメニュー」になっている。

(11) 「出前講座」の学習方法

講座の学習方法は、「講義、説明、お話、質疑応答、意見交換」である。さらに、出前講座は学習なので「苦情・陳情無し」が謳われている。

(12) 「出前講座」の申込み方法

講座の申し込み方法は、「2週間前までに、直接と電話」が多い。

(13) 「出前講座」の申込先

講座の申込先は、「開設者」が多く。その申込書は公民館等に置いてある場合が多い。

(14) 生涯学習推進本部

「出前講座」を行政全体で実施するには、全庁的な総合行政連絡組織が必要である。

(15) 「出前講座」企画委員会

庁内連携プロジェクトとして、企画委員会（推進会議、推進委員会、係長会、キーパーソン会、庁内連絡会、プロジェクト等）を組織しているところがある。

(16) 「出前講座」担当の職員配置

八潮市と熊本市では、「推進主任」を配置して担当させている。

(17) 「出前講座」実施要綱

実施要綱で「出前講座」のシステムを明確にする必要がある。

3. 「出前講座」の施策モデル作成の手順・手法の抽出

では、講座の仕組みの作成をどのような手順・手法で行うか、その「手順・手法モデル」の抽出を試みた。

(1) 出前の作成過程事例

そこで、4市町の「出前講座」仕組み作成までの過程を時系列で並べて見た（例1～例4参照）。その結果、「出前講座」の作成から実施までには、「準備期」「設立期」「実施期」の3段階に大きく分けられるようである。

例1. <鹿児島県隼人町>

昭和 62 年	「隼人町立公民館」文部大臣表彰
昭和 63 年	文部省「生涯学習モデル市町村事業」指定
平成 5 年	機構改革「社会教育課」を「生涯学習課」 生涯学習本部「企画小委員会、係長会」編成・会合
平成 6 年	生涯学習課長（現助役）八潮市視察 生涯学習本部「企画小委員会、係長会」講座の具体化
平成 7 年 4 月	役場庁内全体で「事前協議」 23 講座メニュー化、隼人町「出前講座」スタート

例2. <山口県平生町>

平成 3 年度	生涯学習に関する町民の意識調査実施
平成 4 年度	生涯学習推進構想案作成
平成 6 年度	生涯学習推進本部設置、本部会・幹事会開催
平成 7 年度	学習情報誌全戸配布、生涯学習推進協議会の設置
平成 9 年度	町民憲章実践活動の推進（具現化）
平成 9.12.4	推進本部幹事会（行政内部）、前講座内容説明推進協議会（関係機関団体）、内容説明
平成 10 年度	生涯学習ボランティア名簿作成、出前講座実施計画案町長決裁

平成 11.1.18	生涯学習推進本部、計画案承認、幹事会、各課へ「出前講座」メニュー検討要請、協議会、関係機関団体へ協力要請、幹事会、各課メニュー案提出、幹事会、要綱・申請書類等検討 本部会で確認、①講師各対応、②講座要綱、③各課のメニュー最終決定、協議会へ協力要請、幹事会、出前メニュー（町民配布）校正 町民へ「出前講座」メニュー配布、生涯学習まちづくり出前講座の開設・実施
------------	--

例 3. <福岡県小郡市>

平成 5 年 3 月	議会：小郡市生涯学習審議会条例可決
平成 6.2.23	第 1 回生涯学習審議会
平成 6.4.1 ～	社会教育課を生涯学習課に改編、生涯学習モデル市町村事業指定
平成 6.9.19	第 1 回生涯学習推進本部会議
平成 7.3.11	第 1 回生涯学習フェア
平成 8.3.31	生涯学習まちづくり推進基本構想（答申）
平成 9.3.1	生涯学習推進計画作成
平成 10.4.15 ～	プロジェクト（係長会）各課メニュー検討依頼、各課意見聴取、*先進市調査、推進本部会議（方針決定）、推進委員会（開設原案作成）プロジェクト会議、問題点整理、メニュー集約、プロジェクト会議
平成 10.10.1	直前整理、「出前講座」開設、広報おごおり掲載

例 4. <埼玉県八潮市>

平成 4 年 4 月	「生涯学習都市推進室」発足
平成 5.10	生涯学習都市推進室、市長懇談で「出前」
平成 5.12.7	生涯学習推進主任会議、説明、意見等聴取
平成 6.1.21 ～	全課・施設の長と推進主任から意見提出、部長連絡会議、部長に説明実
6.2.8、	施検討、部長意見提出、部長連絡会議、出前講座実施要綱案最終調整
6.2.15、6.3.7、	庁議・生涯学習推進本部、生涯学習まちづくり出前講座実施決定
6.3.17、	庁議後、生涯学習推進本部に決定の旨報告
6.3.18	出前講座実施要綱市長決裁・告示
6.3.22	生涯学習推進主任会議、推進主任に説明
平成 6.4.1	部課長に通知、記者発表、出前講座受付開始、出前講座スタート

(2) 「出前講座」設立までの手順・手法のモデル抽出

ア. 準備期

「出前講座」を設立するのに、まず準備期にどのような手順・手法をふむかを見てみた。

(ア) 生涯学習推進体制づくり

「出前講座」は突然設立できるものではない。「出前講座」がすでに設立されている市町には、生涯学習推進体制づくりがなされている市町が多いようである。すなわち、準備期に次のような推進体制づくりがなされている。①生涯学習関連調査（平生町）、②生涯学習講師名簿作成（平生町）、③生涯学習推進基本構想案作成（平生町、小郡市）、④生涯学習推進本部設置（隼人町、平生町、小郡市、八潮市）、⑤学習情報誌配布（平生町）、①生涯学習推進協議会の設置（平生町、小郡市）、⑦生涯学習推進計画作成（小郡市）、

⑧生涯学習審議会条例化（小郡市）

- （イ）「出前講座」先進地視察（隼人町、小郡市）
- （ウ）設立の中核機関の確立、機構改革「生涯学習課・室」（隼人町、小郡市、八潮市）
- （エ）設立（責任）者・プロジェクトの組織確立、生涯学習本部等に幹事会・小委員会等編成（隼人町、八潮市）

（オ）「出前講座」内容の事前説明

- ①推進本部幹事会（行政内部）に内容説明、②推進協議会（関係機関団体）に内容説明
- イ. 設立期

次に、「出前講座」の設立期には、次の手順・手法が浮き彫りにされる。

（ア）「出前講座」計画案作成

- ①出前講座実施計画案町長決裁、②生涯学習推進本部にて計画案承認

（イ）「出前講座」メニュー作成

- ①設立プロジェクト（幹事会等）にて各課へ「出前講座」メニュー検討要請、②協議会にて関係機関団体へ協力要請、③幹事会にて各課メニュー案提出、④推進本部会にて各課のメニュー最終決定

（ウ）「出前講座」の要項・申請書類等の作成

- ①設立プロジェクトにて要綱・申請書類等検討、②推進本部会にて要綱・申請書類等確認、③協議会にて「出前講座」の実施に協力要請

ウ. 実施期

いよいよ「出前講座」実施の段階においては、次の手順・手法が浮き彫りにされる。

- ①「出前講座」の開設、②記者発表、③広報掲載、④市町民へ「出前講座」メニュー配布、⑤出前講座受付開始

IV. 考察とまとめ

本研究で、「出前講座」による学習支援施策モデルを作成するには、その作成要因・要件として、①開設目的、②講師、③開設者、④対象者、⑤開設場所、⑥開設期間（職員の夜間・土・日勤務の服務）、⑦開設時間、⑧受講料、⑨学習内容、⑩学習方法、⑪申込み方法、⑫申込先、⑬推進本部、⑭企画委員会、⑮職員配置、⑯出前講座実施要綱等の16要因・要件があることがわかった。また、「出前講座」設立・実施されるまでの手順・手法としては、「準備期」「設立期」「実施期」の段階があり、段階毎に手順・手法があることが分かった。この結果、現段階では、新任の社会教育担当職員に対して、「出前講座」の「出前講座の作成要因・要件」や「作成の手順・手法」を「作成モデル」として示すことができると思われる。今後、さらに事例を重ね「作成モデル」のさらなる確立を目指して研究・分析を継続したい。

参考文献

- 1) 「ビジネスモデル特許」日本経済新聞、2001.3.15、『きょうのことば』、
- 2 福岡県社会教育総合センター調べ『福岡県出前講座事業実施市町村一覧』（平成12年3月）』により作成、
- 3) 筆者収集の小郡市、筑後市、岡垣町、吉井町、大野城市、八女市、北九州市（福岡県）、埼玉県八潮市、山口県平生町、長崎県琴海町、鹿児島県隼人町、佐賀県多久市、熊本市、宮崎市の「出前講座」実施要項・募集要項等により作成